



## お墓と相続の苦肉の策

MUFG相続研究所 主任研究員 いりえ まこと 入江 誠

今年の夏は、町内会の肝だめしもリモートだったのでしょうか。肝だめしと言えばお墓ですが、今は墓石も多様化してきて、怖いというより、心癒されるものも増えたように思います。



さて、このお墓、誰のものなのでしょう。「〇〇家先祖代々之墓」などと刻まれているのを見ると、漠然と、個人ではなく、“家”の財産のように思えますが、既に家督相続制度は廃止されて久しく、少なくとも法律上は、“家”の財産ではありません。

答えは、「慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者」（民法第897条）です。（なお、被相続人（前所有者）が遺言等で指定していた場合は、その指定が優先し、慣習も指定もない場合は、何と家庭裁判所が定めた者が所有します。）



ご承知の通り、現在の日本では、亡くなった方の財産は、遺言がなければ、法定相続人全員の財産となり、どう分けるかは遺産分割協議で決めるのが原則です。しかし、お墓は、そのような原則には馴染まず、「慣習に従う」という苦肉の策のような規定としたのだと私は思います。因みに、戦前の民法では、「墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス」（第987条）となっていて、いわば、“家”の財産でした。

この苦肉の策、ある意味、示唆に富んでいると思います。何故なら、相続財産は法定相続人全員の分割協議で分け方を決める、ということは必ずしも「慣習」ではないと言っているように思えるからです。「慣習」は、長年に亘り培われた文化や風土、価値観が具現化したもので生活の知恵でもあります。従って、本来は、私人間の法律関係を規律する私法の規定と相反するものではないのです。

次ページへつづく▶

戦前の家督相続は封建的かもしれませんが、一方で、戸主の義務や責任も明確に規定されており、良し悪しはともかく、制度としては定着していました。何より、国民の財産を円滑に次世代に繋いでいくという観点からは合目的です。一方、子供の権利や相続割合は年齢や性別に関わらず平等、という規律は、公平で民主的なようですが、実は、世界的にも稀な戸籍制度とも相まって、親族間のトラブルや係争(まさに“争続”です)、相続手続き遅延による空き家増加といった社会問題の根本原因となっているとも言えます。



今は、戦前の家督相続制度が当たり前だった世代から、戦後の民法下で育った世代に資産の承継が行われている時代です。つまり、価値観が変わる過渡期と言え、そのような意味では、「慣習」と現行の民法の考え方の差は、何もお墓の所有権の問題に限った話ではないのです。



では、その差を埋めるにはどうすればよいでしょう。有効な対策の一つが、遺言の普及です。自筆証書遺言の保管制度が創設されるなど、政府も、遺言の普及を後押ししています。但し、きちんとした遺言でないと、相続が発生した時に執行者や相続人が内容を誤解したり、手続きが滞ったりする可能性があります。残念ながら、一見問題なさそうな遺言でも、よく見ると、執行者の執行権限が及ぶ範囲が曖昧だったり、解釈を巡って専門家でも意見が割れることがあります。自筆の遺言であっても、専門家のアドバイスを受けるのが確実です。

さて、話はお墓に戻りますが、ユダヤの教えで、お墓にお参りするのは、病気の方を見舞うことよりも尊い、という話があります。お墓参りは、相手(故人)からの感謝は求めないからですが、日本人にとっても、お彼岸のお墓参りやお盆は、仏教徒のみならず、違和感のない行事、「慣習」ではないでしょうか。洋の東西を問わず、故人への感謝や供養の気持ちは尊いという考えは変わらないようですが、或いはこれは、円滑に世代を繋いでいくための人類共通の生活の知恵なのかもしれません。